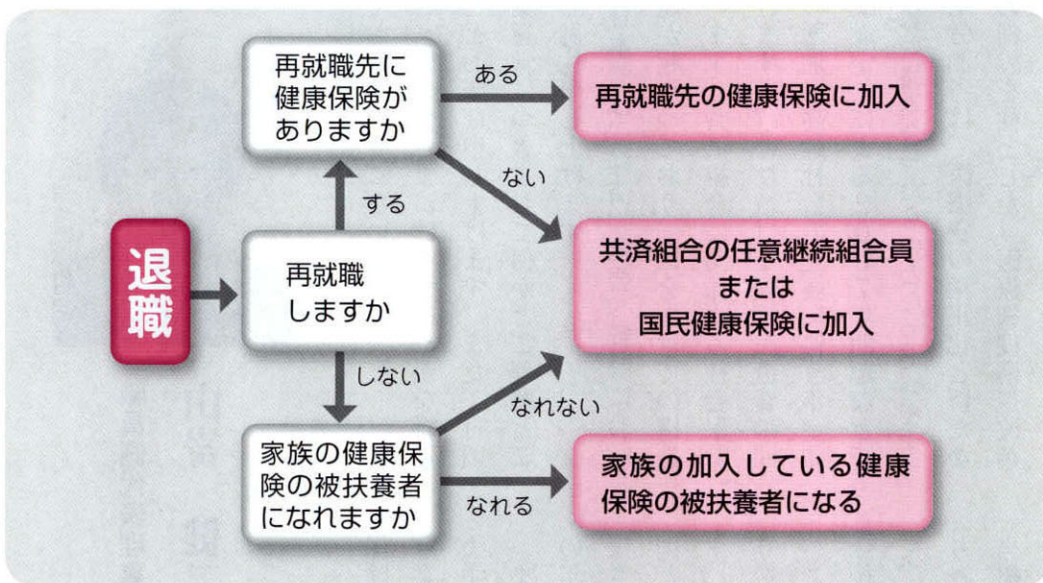


# 退職予定の 組合員の皆さんへ



組合員が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

## 退職後の医療制度

## 任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金(所属所の負担分も含めた額)を負担することによって2年間に在職中と同様の短期給付(休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く)が受けられ、福祉事業のうち高額医療貸付および出産貸付を利用することができます。

### ●加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

### ●任意継続掛金

下の算式による①②のいずれか低いほうの額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。



区 分	掛金月額
組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上の方(55歳以降で初めての退職であること)	①退職月の給料×0.7×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率
上記の要件に該当しない方	①退職月の給料×掛金率
	②全組合員の平均給料月額×掛金率

(注) 平成17年度の任意継続掛金率は、短期87.4/1000、介護11.25/1000です。  
平成17年度の全組合員の平均給料月額は335,000円です。  
平成18年度の任意継続掛金率と全組合員の平均給料月額はまだ確定していません。

払込方法は年1回払いもしくは年2回払いの前納と、毎月払いがありますが、前納は割引きがあり、途中で資格喪失するときは申し出によりその後の期間分の任意継続掛金はお返しします。また、任意継続掛金は納付期限までに納付されないとときは資格喪失します。

●任意継続組合員証

任意継続組合員証は、任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて発行しますので、たとえば年1回払いで1年分を前納していただくと、1年先までの有効期限を付けた任意継続組合員証をお渡しします。

●任意継続組合員制度と国民健康保険の比較

	保険料	届出	給付内容
任意継続組合員制度	退職月給料等×掛金率	共済組合 (退職後20日以内)	法定給付の他 附加給付あり
国民健康保険	所得や資産等を 基準に算定	居住地の市町村 (退職後14日以内)	法定給付のみ
国民健康保険 (退職者医療制度 ※退職共済年金等の受給者)	所得や資産等を 基準に算定	居住地の市町村 (退職後14日以内)	法定給付のみ

組合員貯金加入者の  
皆さんへ

組合員貯金の解約について

貯金者が退職された場合、組合員貯金の加入資格を失うことになり、解約していただくこととなります。

退職月の19日(共済組合締切日)までに「組合員貯金解約払戻請求書」を、所属所の共済事務担当課長を経て共済組合に提出してください。

共済組合は、同解約請求書を受理したときは、その月の末日に貯金者が給付金等振込口座指定届により登録した預金口座に払戻金を送金します。

(注)

- ・ 解約する月の積立はできません。
- ・ 非課税貯蓄制度を利用しての方は、同解約請求書とあわせて「非課税貯蓄廃止申告書」を提出してください。
- ・ 同解約請求書の提出締切日の取り扱いについて、各所属所で設定されている場合がありますので詳しいことは、共済事務担当課までお尋ねください。



組合員貸付金を借受けて  
いる皆さんへ

未償還元利金の全額償還について

組合員が退職された場合、未償還元利金は全額償還していただきます。

(高額医療貸付および組合員本人に係る出産貸付については、高額療養費および出産貸付金が支給されるときに、これら給付金から貸付金を相殺し、なお、不足が生じた場合は、その不足金を償還していただくこととなります)

(注)

- ・ 退職手当の支給を受け、引き続き特別職になる場合や再任用される場合、未償還元利金は全額償還していただくこととなります。
- ・ 未償還元利金の共済組合への入金、退職月の翌月以降になる場合、1カ月単位で経過利息が加算されます。



## 退職共済年金の請求

退職共済年金の請求は、退職時の所属所を経由して行っていたことになり、退職時に初めて請求される方（新規決定者）の場合と、在職中に60歳になったことで、すでに請求を済ませ、年金決定されている方（退職改定者）の場合とでは、請求書類や添付書類が異なります。そこで、定年退職を間近に控えておられる方々に退職共済年金の必要書類についてご案内します。

また、年度末は請求書類等が集中する時期です。書類不足等があると年金の決定が遅れる場合もありますので、早めに準備されますようお願いいたします。なお、60歳未満で退職する方は、年金請求できる年齢条件を満たしていませんので、60歳になるまで請求を待っていただくこととなります。

### 退職時に初めて請求される方 （新規決定者）の場合

平成18年1月から3月までに60歳になられた方や、それ以前に60歳に到達していたが、年金請求をされずに退職時に一括して請求される方の場合は主に次の書類が必要となります。

#### （必要書類）

- ① 退職共済年金決定請求書（青色）、および退職共済年金改定請求書（黄緑色）
- ② 生計維持証明書（右記①の決定請求書中に証明欄あり）

・組合員期間が20年以上ある方で、加給年金額対象者がある場合

※加給年金額対象者：組合員の収入により生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳の

誕生日以降の最初の3月31日に達していない子、または20歳未満の障害等級が1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子で、それぞれ年収が850万円未満の者

#### ③ 戸籍謄本

④ 他制度の年金証書の写し（年金種類・算定月数のわかるもの）

本人または加給年金額対象者が他の公的年金を受給している場合

#### ⑤ 年金加入期間確認通知書

本人が他の公的年金（国民年金や厚生年金等公務員以外の期間）の加入期間がある場合のみ

（注）年金加入期間確認通知書の発行には時間がかかる場合がありますので、早めに社会保険事務所等に請求の手続きをしてください。

#### ⑥ 所得証明書等

加給年金額対象者がある場合、その方の所得証明書（または非課税証明書）や組合員証（または健康保険の被保険者証）の写し

#### ⑦ 履歴書（採用時から退職時までを記載したもの）

#### ⑧ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（前記①の決定および改定請求書中に記載欄あり）

#### ⑨ 年金受給選択申出書および年金の選択について（申し出）

遺族給付や障害給付の年金を受給されている場合、併給調整によりいずれか一方の有利なほうの年金を選択していただくこととなります。

### 在職中に決定されている方 （退職改定者）の場合

在職中に60歳になったことで受給権が発生し、年金請求をして、すでに年金決定されている方の場合は主に次の書類が必要となります。このとき

は、在職時の請求よりも簡易な手続きですみます。

は、在職時の請求よりも簡易な手続きですみます。

#### （必要書類）

- ① 退職共済年金改定請求書（黄緑色）
- ② 履歴書（受給権発生から退職時までを記載したもの）
- ③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（前記①の改定請求書中に記載欄あり）
- ④ その他（在職決定から退職改定請求までの間に異動があった場合）の書類

（ア）加給年金額対象者に関する届出書  
加給年金額対象者について、離婚や死亡等の異動があった場合

（イ）加給年金額支給停止届出書  
加給年金額対象者が20年以上の期間を基礎とする被用者年金を受給した場合  
（ウ）年金受給権者異動報告書  
住所や氏名に変更があった場合や、年金の受取金融機関を変更したい場合

※年金の決定や改定にあたっては、前記に掲げた必要書類以外にその他書類の提出を求める場合があります。

※退職共済年金の請求は、退職時の所属所を経由して行っていたこととなります。また、共済年金請求書等の各種様式は、所属所の共済事務担当課（人事課または総務課等）にありますので、共済事務担当者の指示に従って手続きください。

